

エレベーターの利用についてのポスター等による呼びかけについて

真に必要とする高齢者、障害者等がバリアフリー施設を使用できない、または長時間待たされる等の課題が発生しています。

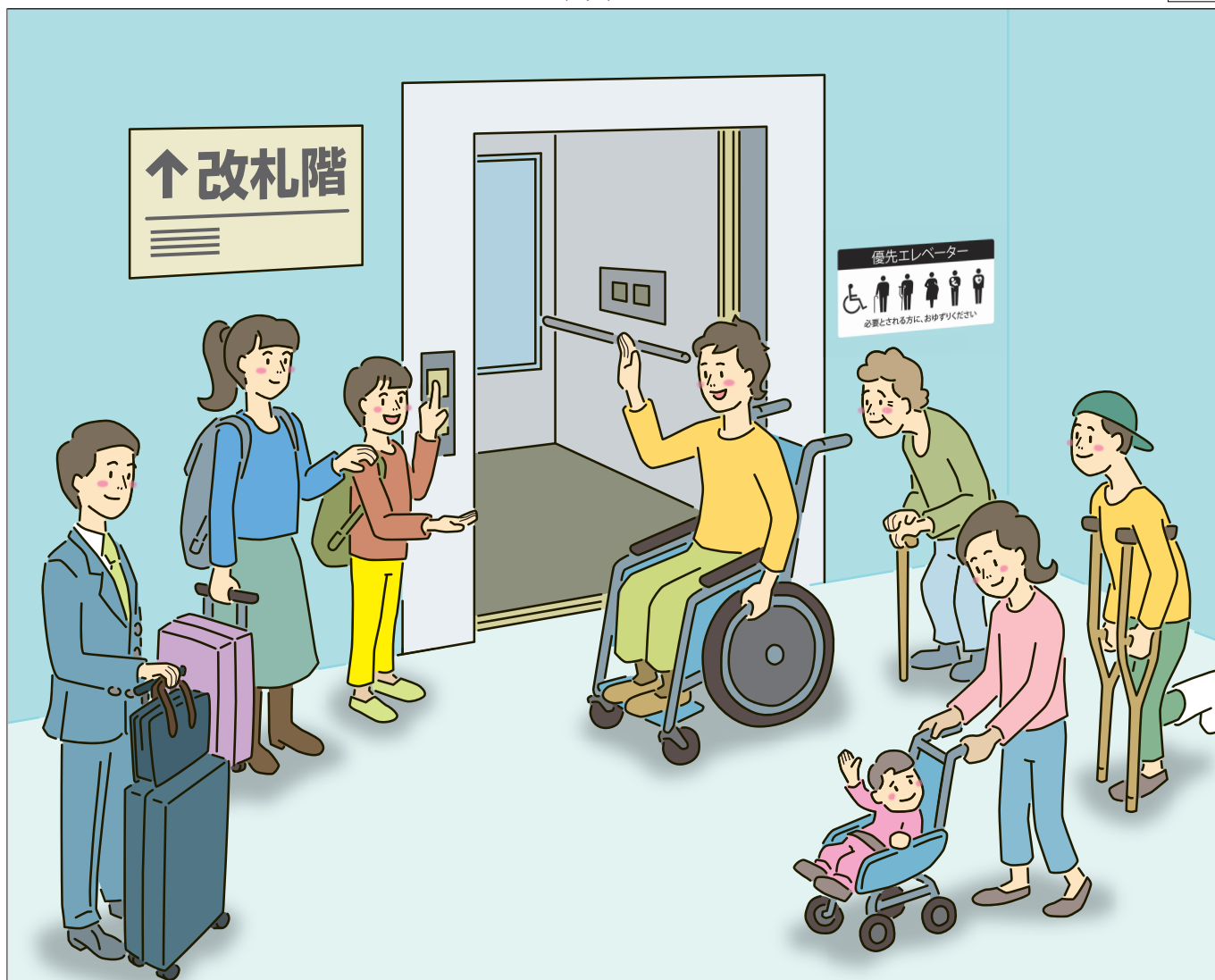
こうした状況を改善するため、第 201 回国会においてバリアフリー法を改正し、国民の責務に、高齢者、障害者等がバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨を追加するとともに、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることとなりました（令和 3 年 4 月から施行）。

その一環として、今般、エレベーターの利用について真に必要な方が優先的に使用できるよう、一般利用者に対するポスター、SNS 等による呼びかけを行いたいと考えております。

つきましては、旅客施設等のエレベーターの利用マナー向上についてのポスターを作成することと致しましたので、2 月中旬以降、駅や社内等に掲出するなど、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進するため、エレベーターの利用マナー向上の取組に協力をお願いします。

【規格等】

- ・ポスター（B 1 版（タテ）、B 2 版（タテ）、B 3 版（ヨコ）の 3 種類）
- ・ポスター（案）：別紙（案）参照



「お先にどうぞ」、のひとことを。

エレベーター以外での移動が難しい方がいます。



障害の
ある方



高齢
の方



障害のある方
けがをしている方



妊娠中
の方



乳幼児を
連れた方



内部障害の
ある方



ベビーカー
マーク



ヘルプ
マーク



マタニティ
マーク

優先利用にご理解ください。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism